6　新地方税法第三百十四条の九第二項の規定は、平成三十六年度以後の年度分の個人の市町村民税に係る地方税法第三百十四条の九第一項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額について適用し、平成三十五年度分までの個人の市町村民税に係る同項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額については、なお従前の例による。

7　新地方税法第三百二十一条の七第二項及び第三百二十一条の七の十第二項の規定は、平成三十六年度以後の年度分の個人の市町村民税に係る過納又は誤納に係る税額について適用し、平成三十五年度分までの個人の市町村民税に係る過納又は誤納に係る税額については、なお従前の例による。

8　附則第一条ただし書の規定の施行前にした前条の規定による改正前の地方税法の規定に違反する行為並びに第一項及び第四項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係る附則第一条ただし書の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（税理士法の一部改正）

第十条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「地方税（」の下に「森林環境税及び」を加える。

第四条第三号中「国税（」の下に「森林環境税及び」を加える。

第五条第一項第一号イ中「特別とん税」の下に「、森林環境税」を加える。

第八条第一項第六号中「特別区民税」の下に「及び森林環境税」を加える。

（国税収納金整理資金に関する法律の一部改正）

第十一条　国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「含み、」の下に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）に規定する森林環境税及び」を加える。

第八条第一項中「含み、」の下に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に規定する森林環境税及び」を加える。

（国税徴収法の一部改正）

第十二条　国税徴収法の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び」を「、森林環境税及び」に改め、同条第二号中「含む。）」の下に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号（定義）に規定する森林環境税に係る徴収金」を加える。

第七十六条第一項第二号中「その他の」の下に「法令の」を、「及び市町村民税」の下に「並びに森林環境税」を加える。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第十三条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十四条第六項中「、第十七条の二」の下に「、第十七条の二の二」を加え、同項の表第十七条の項中「次条及び第十七条の四」を「以下この節」に改め、同表第十七条の二第二項及び第三項の項の次に次のように加える。

第十七条の二の二第一項	並びに第七十二条の八十八第二項及び第三項、第七十三条の二第九項（第七十三条の二十七第二項及び第七十三条の二十七の四第五項において準用する場合を含む。）、第七十四条の十四第三項、第百四十四条の三十第二項、第百六十四条第七項（第百六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条第六項（第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第四百五十八条第七項（第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四百七十七条第三項、第六百一条第八項（第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二第六項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項において準用する場合を含む。）、第七百六条の二第二項並びに第七百十八条の十第二項ただし書の規定（これらの規定中充当に係る部分に限る。）その他政令で定める規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金又は過誤納金（以下この条において「還付金等」という。）	（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第六項において準用する場合に限る。）は、第三号に掲げる特別過誤納金等
第十七条の二の二第一項第三号	道府県が徴収した地方団体の徴収金に係る還付金等（第一号に該当するものを除く。）の還付	特別過誤納金等の支払
	当該還付金等	当該特別過誤納金等
第十七条の二の二第四項	還付金等の還付	特別過誤納金等の支払
	当該還付を	当該支払を
	当該還付金等	当該特別過誤納金等
第十七条の二の二第六項	還付	支払

第三十四条第十四項中「、第十七条の二」の下に「、第十七条の二の二」を加え、同項の表第十七条の項中「次条及び第十七条の四」を「以下この節」に改め、同表第十七条の二第二項及び第三項の項の次に次のように加える。

第十七条の二の二第一項	並びに第七十二条の八十八第二項及び第三項、第七十三条の二第九項（第七十三条の二十七第二項及び第七十三条の二十七の四第五項において準用する場合を含む。）、第七十四条の十四第三項、第百四十四条の三十第二項、第百六十四条第七項（第百六十五条第三項に	（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第十四項において準用する場合に限る。）は、第四号に掲げる特別過誤納金等